

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 誠尽会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県大津市仰木の里七丁目 1 番 9 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 24 年 8 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 24 年 9 月 7 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	本多 和彦	診療所管理者
理 事	本多 典子	
同	本多 久美子	
監 事	東山 浩士	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人誠尽会 ほんだクリニック	2510107523	大津市仰木の里七丁目 1 番 9 号	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 8月21日 令和6年度決算の確定

令和8年 5月18日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人誠尽会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 大津市仰木の里七丁目1番9号

財 産 目 録
(令和8年6月30日現在)

1. 資 産 額	152,903 千円
2. 負 債 額	8,206 千円
3. 純 資 産 額	144,697 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,349
B 固 定 資 産	107,554
C 資 産 合 計 (A + B)	152,903
D 負 債 合 計	8,206
E 純 資 産 (C - D)	144,697

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2 (診療所のみを開設する法人)

法人名 医療法人誠尽会
所在地 大津市仰木の里七丁目1番9号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和8年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	45,349	I 流 動 負 債	8,206
II 固 定 資 産	107,554	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	74,012	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	98	負 債 合 計	8,206
3 そ の 他 の 資 産	33,444	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	0
		II 積 立 金	144,697
		(うち代替基金)	13,000
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	144,697
資 産 合 計	152,903	負 債 ・ 純 資 産 合 計	152,903

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２（診療所のみを開設する法人）

法人名医療法人誠尽会

※医療法人整理番号

所在地大津市仰木の里七丁目1番9号

損 益 計 算 書
(自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	116,431
2 事業費用	117,317
本来業務事業損失	△ 886
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 886
II 事業外収益	1,479
III 事業外費用	0
経常利益	593
IV 特別利益	43
V 特別損失	0
税引前当期純利益	636
法人税等	239
当期純利益	397

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人誠尽会

理事長 本多 和彦 殿

私（注1）は、医療法人 誠尽会の令和7会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

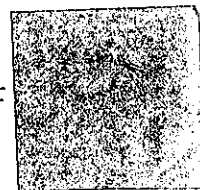
監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月20日

医療法人 誠尽会

監事 東山 浩士



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。